

## 鳥獣害対策の現場から(3)

## リレー随筆

## 神奈川県猿害をめぐって

(神奈川県農政部農業技術課 なかやまあつこ 中山敦子)

「カボチャ背負い逃げサル 食害に農家シカめっ面」  
「猿害 生活も脅かす 果物や菓子万引き 庭の果樹切る 家庭も」  
「敵もサルもの対策効かず!? 青果店に集団来襲 電動銃使い攻防戦」～こんなセンセーショナルな見出しが新聞を賑わせた1996年、私は神奈川県猿害担当1年生となった。この年は天候が不順で、猿が例年に増して農地を荒らしていた。秋には複数のハグレザルが町なかに現れ、店から商品を連日のように盗んだり、人に飛びかかったりと、とにかく活発な活動を繰り返し、関係者はその対応に駆けずり回っていた。

横浜郊外で暮らす私は、それまで猿害とは無縁の生活を送っていた。“餌を求めて時折里へ下りてくる猿は、多少は作物を荒らすかもしれないが、農家はそれを織り込み済みで作付けしているんだろう。身近に野生動物が住んでいるなんて、環境抜群だなあ～”。そんな者が猿害担当になったのだから、「見るも聞くも初めて」の新鮮な驚きの連続だった。そして今、3年目。認識はすっかり改められ、このリレー随筆を書いている。

## 1 人慣れ、食環境の変化から猿害被害が拡大

神奈川県猿害は、推定12群、600頭前後で、①箱根山系を中心とする県西地域、②丹沢地域、③東京都、山梨県と接する津久井地域北部、の3地域に生息している。

小田原市・箱根町・湯河原町などを中心とした県西地域は、歴史ある温泉地・観光名所としても知られて

いるが、猿害に悩んでいる地域でもある。ここでは、当該地域の猿害対策の歴史を中心に述べてみたい。

1955年以前は推定2群、約50頭の目撃にとどまっていた猿に、1956～77年の一時期、観光資源として餌付けが行われた。これが一因で、猿は群の分裂・合流を繰り返しつづきに繁殖し、1975年には5群、194頭が確認されるまでに増加した。

餌付け中止後は、遊動域を山間部からみかん山などの周辺部へと大きくシフトさせた。この結果、1960年代半ばには山麓の農作物に被害が出始め、1970年代後半になると里に近い農地への被害が目立つようになった。現在、県西地域にいる猿5群139頭(1996年度調査)が、県の猿害の5～8割を発生させており、地元では、みかん園からの転換後の導入作物の選定に苦勞している。

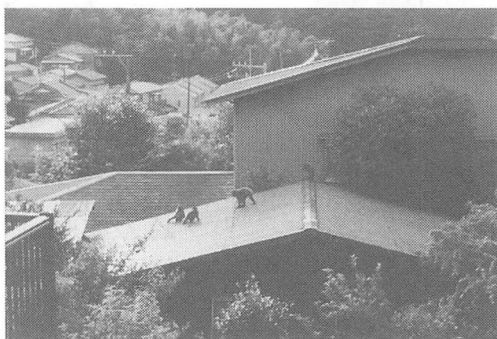
## 2 電気柵の設置と「猿の郷」構想

これに対し県では、1982年度から猿用電気柵の助成を開始した。当初、箱根の丘陵(約2km)の移動を封じるよう尾根に対し直角に電気柵を設置したところ、被害を軽減させることができた。しかしすぐに猿が知恵をつけ、山の傾斜上から勢いよく柵の向こう側に飛び込んだり、遮断されたルートを迂回して農地間の移動を続けるようになった。一方、急傾斜地での下草刈りなど漏電対策が難しいという管理上の課題も顕在化した。そこで1988年度以降は、柵の施工方法を「遮断方式」から農地を囲い込む方式に変更している。

1989年度からは、猿の保護と加害対策のため、猿と人間の生活域の分離を目指す事業も始まった。「県西地域猿の郷整備事業」である。中山間地に保全地区を設定し、エリア内の土地を借りて5年間で食餌木を32,000本植栽した。現在も木の保育および野



猿害を受けたカボチャ



人家の屋根に上がる猿

猿の生息調査を継続している。自然環境の整備が前提の事業であるため、中長期的な対策といえよう。

### 3 農地からの追い払い事業をスタートさせる

このような対策を講じてはいたが、1992年度には被害報告額が急増し、前年度の2.4倍、3,200万円に達した。また、生活被害も日常的に発生し、猿害対策は地元にとってますます緊急性を帯びてきた。

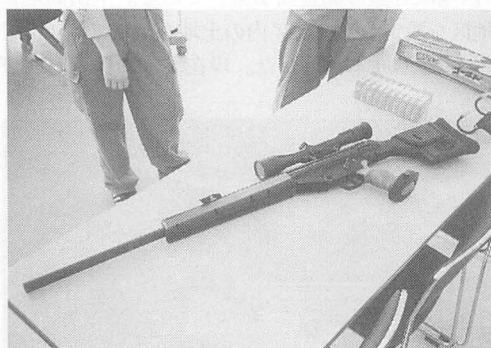
そこで、「野猿の郷」整備までの対策として、威嚇により野猿を農地から追い払い、農作物を守る「農作物猿害防止緊急対策事業」を1994年度にスタートさせた。4市村13地区で始まった事業は、5年目の1998年度には丹沢、津久井地域を含めて10市町村23地区で実施されている。

### 4 追い払いの実際

追い払い活動の補助事業化に当たって参考にしたのが、小田原市片浦地区の事例である。当地区では、カンキツ、ビワなど単価の高い商品を栽培していること、比較的若手農家が多いこともあり、以前から自衛手段として野猿の追い払い活動を行っていた。その活動内容を例示する。

まず、地形を熟知している地元農家などが7~8人で追い払い隊を編成し、メス猿に装着されている発信機から電波をキャッチして群の位置を確認する。群が農地に近いと判断されれば、仲間と連絡を取り合い山へ組織的に追い払う。

機材は電波受信用の無線機、連絡用トランシーバー、エアソフトガン(連射型スポーツ用空気銃)、花火弾・ゴム弾(いずれも殺傷能力はない)、爆竹、強力パチンコなど。猟銃を使用して効率的に追い払うため狩猟免許を取得したメンバーもいるが、猟友会の協



追い払い機材(エアガン)

力は欠かせない。ちなみに事業開始当初、木の台座に強力なパチンコを据え付けた道具を用いたが、単発で当たらない、重いなど機動性に乏しかったため、現在は使っていない。

### 5 もう一つの猿害~生活被害

県西地域では、野猿がしばしば住宅地へも出没し、住民に不安を与えている。威嚇も散見されるため、小学校や幼稚園への通学・通園時の事故防止に大人が付き添っている状態である。人家の網戸を器用に開けて台所や仏壇から食べ物を失敬することも少なくなく、暑い日でも窓を開け放つことができない。さらに、猿がプールで泳いだので消毒が必要になった、庭や屋根にいる群が怖くて外出できない、など生活被害の事例を挙げれば切りがない。人慣れした猿を捕獲するのは容易ではないうえ、住宅地域では猟銃が使えないなど、駆除には困難がつきまわっている。いずれにしても、人間と猿の生活エリアが重なっていることが問題の要因であることは間違いない。

### 6 やり場のない怒りを受け止めて

1993年に県が行った調査では、「猿害がひどく、耕作をやめたり作物の変更を余儀なくされた」農家が被害農家の4割を占めているという結果が出ている。

「朝の作業が終わって、次のハウスに行くだろう。そうするとビニルハウスの中で、猿の一群が収穫間近のおいしい実を選んで食い散らかしていたんだ。急いで追い払うが、折れた枝を手入れし、サルが持ち込んだダニを消毒しなくちゃならない。穴のあいたビニルをひとつひとつ補修するとき、口惜しくて泣けてくるよ。2時間遊ばれると100万円単位の被害になる。でも、何よりこの精神的なやり切れなさ、丹精込めた商品が猿の餌になったという情けなさがつらい。被害に対する金銭的な補償は当然と思うが、金額で表せない被害も大きい」。ハウスみかん経営を行い、追い払い活動に精力的に取り組んでいる農家の方の言葉である。行政担当者として真摯に受け止めたい。

農業被害・生活被害は地域にとって切実である。しかしこと鳥獣害の問題は、一地域の課題ではないはずだ。可愛さからの野生動物への餌やり、駆除への情緒的な嫌悪など、その根は深いと感じる。その意味から環境庁の「鳥獣管理・狩猟制度検討会報告書」(1998年5月公表)の「鳥獣の適正な保護管理」の視点は、興味深い。